

令和4・5年度 阿久比町入札参加資格審査申請要領【物品等】

阿久比町が発注する物品の製造・販売・買受け・役務の提供等業務委託（物品等）の競争入札（オープンカウンタを含む。以下同じ。）に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望する方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）（以下、「電子調達システム（物品等）」という。）により、適正な入札参加資格申請を行ってください。

1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望する方は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 電子調達システム（物品等）に参加している自治体に共通する要件

- ① 入札参加の資格審査を希望する営業の種類は、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- ③ 次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと（ただし、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）。

ア 国税

法人の方 法人税、消費税及び地方消費税

個人の方 申告所得税、消費税及び地方消費税

イ 愛知県税

法人の方 法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）及び自動車税

個人の方 個人事業税及び自動車税

(2) 阿久比町が独自に設定する要件

- ① 次に掲げる阿久比町税が未納でないこと（ただし、阿久比町に納税義務がある事業者

に限る。)

法人の方 法人町民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税

個人の方 町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税

- ② 「阿久比町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日付け阿久比町長・阿久比町教育委員会教育長・愛知県半田警察署長締結）及び「阿久比町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

2 入札参加資格申請の方法

- (1) 入札参加資格申請をする方は、電子調達システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <http://www.buppin.e-aichi.jp/>

入力の際は、上記ポータルサイトに掲示（上記ポータルサイトの「手引書・書類」）タブ→「入札参加資格申請事前準備書類」）されている、入札参加資格申請の操作マニュアル（以下「手引書・書類」という。）を参照してください。

- (2) 阿久比町と契約する営業所は、本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めてどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。

契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する品目の営業を営むことを認められていることが必要です。

- (3) 入札参加資格申請の必要事項の入力の際は、画面上の注意及び「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」をプリントし、必要事項を記入してから電子調達システム（物品等）に入力してください。

- (4) 入札参加資格申請できる営業品目は、別紙「業務分類一覧表」のとおりです。

※この別紙「業務分類一覧表」は阿久比町のホームページから入手できます。

- (5) 入札参加資格申請後、速やかに共通審査自治体に4(1)に示す別送書類を郵送してください。

- (6) 審査結果確認後、電子調達システム（物品等）により「追加届」を入力し、送信してください。

- (7) 入札参加資格申請の方法には「新規申請」と「継続申請」の2種類があります。

①継続申請

平成20年1月以降に、このシステムにより入札参加資格申請を行い、引き続き平成20・21年度以降資格の承認を受けている方は、「継続申請」の方法により申請を行ってください。（「新規申請」の方法により申請は行わないでください。）

②新規申請

このシステムにより入札参加資格申請を初めて行う方は、「新規申請」の方法により申請を行ってください。

3 受付期間

(1) 定時受付

令和4年1月4日（火）から令和4年2月15日（火）まで
平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで
審査は受付順に実施します。早期の入札参加資格申請にご協力ください。

(2) 随時受付

令和4年4月1日（金）から令和6年2月15日（木）まで
平日（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの間の日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

入札参加資格申請の入力内容を送信後に、(1)に記載する書類を各1部、(2)に記載する提出期日までに郵送で提出してください。

また、郵送する封筒に、入札参加資格申請の入力内容の送信後に印刷できる「別送書類送付書」を貼ってください。

別送書類は、仮受付日（データ送信日）から前3か月以内、または仮受付日以後に発行されたもの、または仮受付日において有効期間内のものに限り、（鮮明であれば写し可）。

(1) 共通審査自治体に提出する書類

① 法人の方

書 類 名	提出書類の説明
別送書類送付書（共通審査）	・ 電子調達システム（物品等）から印刷したもの
履歴事項全部証明書	・ 法務局発行のもの（法務局登記官が証明したもの）
納税証明書（国税）	・ 税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3 未納のないことの証明）
納税証明書（愛知県税） （又は愛知県税の納税義務がないことの申出書）	・ 愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税の納税証明書（未納の税額のないこと用） ・ 愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出。書類は、電子調達システム（物品等）からダウンロードしてください。

② 個人の方

書 類 名	提出書類の説明
別送書類送付書（共通審査）	・ 電子調達システム（物品等）から印刷したもの

身元（分）証明書	・本籍地の市区町村が証明したもの
登記されていないことの証明書	・法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で発行のもの）
納税証明書（国税）	・税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書 （その3の2 未納のないことの証明）
納税証明書（愛知県税） （又は愛知県税の納税義務がないことの申出書）	・愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税の納税証明書（未納の税額のないこと用） ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出。書類は、電子調達システム（物品等）からダウンロードしてください。

(2) 提出期日

① 定時受付

申請仮受付終了日（申請データ送信日）から土・日・祝日を含めて7日以内必着。

ただし、最終提出期限は、**令和4年2月22日（火）必着。**入力内容のデータ送信日と同日の発送にご協力ください。なお、7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となる場合があります。

② 随時受付

申請仮受付終了日（申請データ送信日）から土・日・祝日を含めて7日以内必着。入力内容のデータ送信日と同日の発送にご協力ください。なお、7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となる場合があります。

※ 上記①、②の提出期限の最終日が土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの間に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

【注意】入札参加資格申請を入力後、送信すると内容の修正ができません。入札参加資格申請の入力内容を十分確認した上で、送信してください。

(3) 提出先

<共通審査自治体>

共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、入札参加資格申請の入力内容の送信後、画面上で郵送先の確認をお願いします。

<阿久比町>

〒470-2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町役場 総務部 検査財政課 管財係

TEL (0569) 48-1111 (内線1312)

FAX (0569) 48-0229

Eメール kanzai@town.agui.lg.jp

ホームページ 「阿久比町のホームページ」 → 「事業者向け」 → 「入札・契約情報」

5 資格審査

入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 審査状況照会

電子調達システム（物品等）にアクセスして、「審査・審査状況確認」画面にて審査の状況を参照することができます。

なお、別送書類及び入札参加資格申請内容に不備がある場合は、共通審査自治体及び申請先自治体からメールで補正指示が出されますので、補正申請を行ってください（補正申請をしない場合、不受理となる場合があります。）。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します（書面による通知は行いません。）。

なお、電子調達システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を確認することができます。

8 追加届

審査結果確認後、電子調達システム（物品等）により必要な追加届を登録してください。

(1) 登録項目

- ① 許可・登録等
- ② 契約実績
- ③ 特約・代理店、メーカー情報

(2) 登録期間

審査結果確認後、速やか（5日以内目安）に入力してください。

9 入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付分は令和4年4月1日（金））から令和6年3月31日（日）まで有効とします。

ただし、令和4年4月1日（金）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

10 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱い

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の1

1 第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

1.1 入札参加資格決定後における登録内容の変更等

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る入札参加資格申請の入力内容を送信後の変更は、令和4年4月1日（金）以降に受付を行います。

1.2 その他

- (1) 入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 入札参加資格申請後は、確認のため入札参加資格申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。
また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。
- (3) 電子調達システム（物品等）の利用にあたっては、電子調達システム（物品等）利用規約を確認のうえ、同意が必要です。
- (4) 当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿は、電子調達システム（物品等）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- (5) 入札参加資格申請は書面で受け付けません。
- (6) あいち電子調達共同システム（物品等）は、システムのメンテナンス等のため、システムの利用を一時休止することがあります。
- (7) 本申請にはICカードは必要ありません。ただし、オープンカウンタを除く電子入札への参加にはICカードの購入、電子調達システム（物品等）への登録が必要になります。
- (8) 定時受付期間において障害等によりシステムが利用できない期間があったとしても、システム利用期間の延長の対応は行いません。定時受付締切日である令和4年2月15日（火）の場合も同様の取扱いをしますので、早めの申請をしてください。